

ご契約者さま用商品説明資料

正式名称	商品名称
通貨選択型一時払終身保険	未来につなげる終身保険

※この資料は、契約日が2023年4月1日から2024年3月31日までのご契約者さま用になります。

万一の場合の死亡保障を一生涯確保できる円建てまたは外貨建ての一時払終身保険です。

特徴

POINT 1 死亡・高度障害に対する保障は、契約時から一時払保険料を上回ります。

- 一時払保険料より高い基本保険金額*が、契約時から一生涯にわたって保証されています。
* 基本保険金額は、死亡・高度障害保険金をお支払いする際に基準となる金額です。一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニライフ生命の定める方法で計算されます。
- ※契約通貨建ての死亡・高度障害保険金を円に換算した場合、為替レートによっては、お払い込みいただいた金額の円換算額（円でお払い込みいただいた場合はその金額）を下回り、元本割れする可能性があります。

POINT 2 大切なご家族に円でふやしてのこせます。外貨でよりふやしてのこせます。

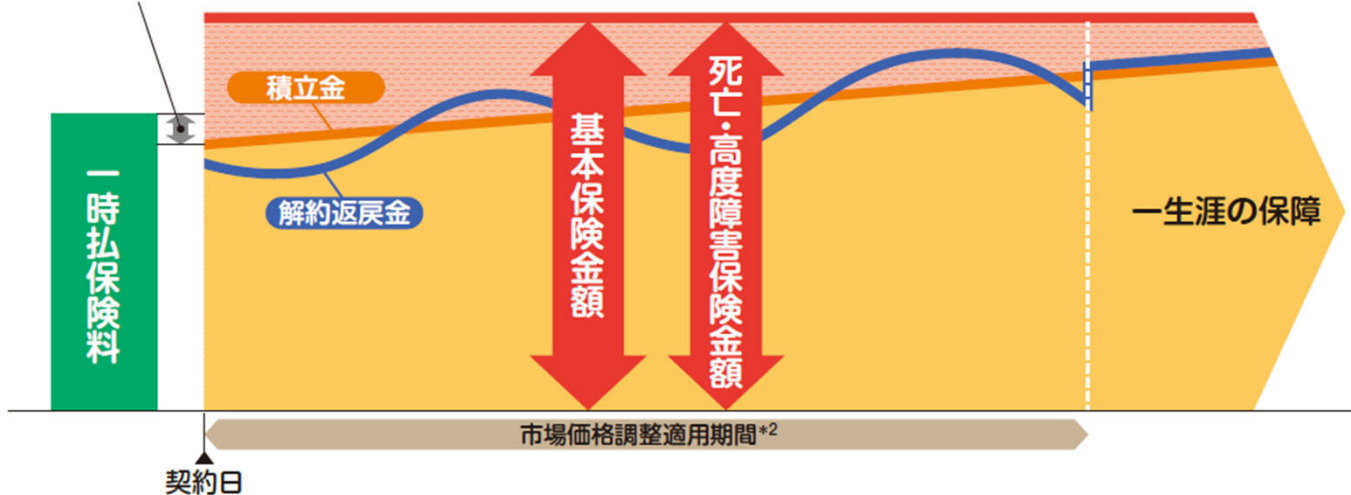
- 契約通貨は、円、米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。一時払保険料の払い込みおよび保険金等のお支払いは、契約通貨で行います。
- 契約通貨が、米ドル・豪ドルの場合、保険料の払込通貨を契約通貨と異なる通貨から選択できます。

POINT 3 わかりやすい「2 STEP」の簡単な告知でお申し込みいただけます。

- ※基本保険金額と一時払保険料との差額が告知書扱の加入限度額を超える場合は、医師による診査や健康診断書のご提出および専用の告知書による告知が必要になります。

イメージ図

契約初期費用*1を控除



- *1 契約日に、契約年齢および契約通貨に応じて、一時払保険料から控除する費用です。
くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

- *2 次のいずれかが短い期間です。
 - ・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
 - ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

※ イメージ図に表示の一時払保険料、積立金、解約返戻金、基本保険金額、死亡・高度障害保険金額は、契約通貨建てとなります。



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる可能性があります。

■ 保障内容

	支払金額	受取人	支払事由
死亡保険金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額	死亡保険金受取人	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金	①解約返戻金額 ②基本保険金額	被保険者	被保険者が傷害または疾病により所定の高度障害状態*に該当されたとき

*くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

※支払事由に該当し、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

■ 契約後の取扱い

基本保険金額の増額	取扱いできません	解約	可能 ※解約した場合、ご契約は消滅します。 ※解約時の解約返戻金についての詳細は、P3「解約返戻金」をご覧ください。
基本保険金額の減額	可能 ※減額後の基本保険金額が、マニユライフ生命所定の金額を下回る場合は、基本保険金額の減額は取扱いできません。 ※基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。 ※減額時の解約返戻金についての詳細は、P3「解約返戻金」をご覧ください。	契約者貸付	取扱いできません
		契約者配当金	ありません

■ 付加できる特約

円支払特約B型 (契約通貨が米ドル・豪ドルの場合)	外貨建ての保険金等を、円でお支払いする特約です。
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6か月以内と判断された場合、マニユライフ生命の定める範囲内で死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。
指定代理請求特約	被保険者が受取人になる保険金（高度障害保険金とリビング・ニーズ特約の特約保険金）について、被保険者ご自身がご請求いただけない所定の事情がある場合、被保険者にかわって、指定代理請求人が保険金をご請求いただける特約です。

■ 解約返戻金

- ご契約を解約・減額される時期によって、解約返戻金額の計算方法が異なります。

期間	解約返戻金額
市場価格調整適用期間*1中	解約計算基準日・減額計算基準日*2の積立金額*3×市場価格調整率〔注〕
市場価格調整適用期間*1経過後	解約計算基準日・減額計算基準日*2の積立金額*3

〔注〕市場価格調整率

運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

- * 1 次のいずれか短い期間です。
 - ・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
 - ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間
- * 2 マニユライフ生命が解約・減額の請求書類を受け付けた日。ただし、書類の提出以外の方法（マニユライフ生命の定める方法に限り）により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日
- * 3 減額の場合は、減額された基本保険金額に対応する積立金額

→参照 くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。



契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。

市場価格調整適用期間中は市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額に反映させます（市場価格調整）。これにより、解約返戻金額は増減*することがあります。

したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

* 解約時の市場価格調整用利率が契約時と比較して高くなった場合、解約返戻金額は減少することがあります。

■ この保険のリスクと費用

● 金利変動による損失のおそれがあります。

市場価格調整を行うため、金利変動により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

● 為替変動による損失のおそれがあります。

保険料の払込通貨で換算した保険金額などが、為替変動により、払込みいただいた金額を下回ることがあります。

● 次の費用をご負担いただきます。

① 契約初期費用

契約日に、契約年齢および契約通貨に応じて、一時払保険料から控除する費用です。

② 保険関係費

保険契約の維持などや死亡保障・高度障害保障に必要な費用です。

※保険関係費は、契約年齢・性別などによって異なるため、一律に記載できません。

③ 外貨の取扱いによる費用

● 一時払保険料を外貨で払込む際や、死亡保険金などを外貨で受け取る際に、金融機関によっては必要になる手数料です。

※手数料額は金融機関によって異なるため、一律に記載できません。

● 契約通貨と異なる外貨や円で保険料を払込む際や、円で死亡保険金などを受け取る際に、負担いただく為替手数料です。

※契約通貨と異なる外貨で保険料を払込む際は、通貨交換時に払込通貨から1通貨あたり50銭をご負担いただきます。

※その他の取扱いについては、通貨交換時に1通貨あたり1銭から50銭をご負担いただきます。

➔参照 くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。

■ 契約後の情報提供等



マイページ

mypage.manulife.co.jp

Web

- 契約内容のご照会
- 住所・電話番号の変更等、各種手続き
- 控除証明書の電子データ等のダウンロード
- チャットのご利用 等

ご登録はこちら



コールセンター

0120-063-730

受付時間9:00~17:00
(土日祝・12/31~1/3は除く)

お電話

- 積立利率、「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート、「円支払特約B型」の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等

この資料は、ご契約者さま用商品説明資料です。商品の詳細については、次の資料をご覧ください。

[ご契約のしおり／約款](#)

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社



マニユライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp